

## 特定投資家制度について

### 特定投資家制度の概要

金融商品取引法（以下「法」といいます。）では、投資家を特定投資家と一般投資家とに区分しております。

特定投資家はいわゆるプロの投資家として、金融商品に対する十分な知識、経験や、財産、リスク管理能力等を有していると考えられることなどから、金融商品取引業者が特定投資家向けに金融商品の販売・勧誘等を行う際には、法に基づく行為規制の一部が適用除外とされる制度です。

### 特定投資家への告知（法第34条）

金融商品取引業者は、特定投資家から金融商品取引契約の申込みを受けた場合であって、過去に同じ種類の金融商品取引契約を締結したことがない場合には、当該金融商品取引契約を締結するまでに、当該特定投資家に対し、自己を特定投資家以外の顧客（一般投資家）として取り扱うよう申出ることが出来る旨を告知しなければならないとされております。当社では、取引を行う前に、お客さま宛てに個別に告知をさせていただきます。なお、一般投資家としての取り扱いとなった場合には、当社の特定投資家向けサービスはご利用できなくなりますので、ご注意ください。

この申出は、金融商品取引契約の種類ごとに行うことができます。当社の金融商品取引契約の種類は、「有価証券の売買等」と「投資一任契約等」の2種類です。

### 特定投資家に該当する者（法人の場合、法第2第31項）

特定投資家には、常に特定投資家として取り扱われる者と、特定投資家であるが、一般投資家への移行が可能な者とがあります。

1. 常に特定投資家として取り扱われる者
  - ・ 適格機関投資家
  - ・ 国
  - ・ 日本銀行
  
2. 特定投資家であるが、一般投資家への移行が可能な者
  - ・ 特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（特殊法人及び独立行政法人）
  - ・ 投資者保護基金
  - ・ 預金保険機構
  - ・ 農水産業協同組合貯金保険機構
  - ・ 保険契約者保護機構
  - ・ 特定目的会社
  - ・ 金融商品取引所に上場されている株券の発行者である会社
  - ・ 資本金が5億円以上であると見込まれる株式会社
  - ・ 金融商品取引業者又は適格機関投資家等特例業務届出者である法人
  - ・ 外国法人

## 特定投資家に対する行為規制の適用除外（法第 45 条）

次の行為規制は、特定投資家には適用しないこととされますので、十分ご注意ください。

- ・ 広告等の規制（法第 37 条）
- ・ 不招請勧誘（法第 38 条第 4 号）
- ・ 顧客の勧誘受諾意思確認義務（法第 38 条第 5 号）
- ・ 再勧誘の禁止（法第 38 条第 6 号）
- ・ 適合性の原則等（法第 40 条第 1 号）
- ・ 取引態様の事前説明義務（法第 37 条の 2）
- ・ 契約締結前の書面の交付（法第 37 条の 3）
- ・ 契約締結時の書面の交付（法第 37 条の 4）
- ・ 保証金の受領に係る書面の交付（法第 37 条の 5）
- ・ 書面による解除（法第 37 条の 6）
- ・ 最良執行方針等を記載した書面交付義務（法第 40 条の 2 第 4 項）
- ・ 顧客の有価証券を担保にする行為等の制限（法第 43 条の 4）
- ・ 金銭又は有価証券の預託の受入れ等の禁止（法第 41 条の 4）
- ・ 金銭又は有価証券の貸付け等の禁止（法第 41 条の 5）
- ・ 運用報告書の交付（法第 42 条の 7）

## 特定投資家への移行制度

特定投資家への移行が可能なお客さま（特定投資家への移行条件を満たすお客さま）が、一部の投資者保護に関する行為規制が除外されるものの柔軟な取引を重視される場合には、法第 34 条の 3 及び第 34 条の 4 の規定により、弊社に特定投資家への移行をお申出いただくことが出来ます。ただし当社がお申出されたお客さまを特定投資家として対応させていただくには、当社の定める条件等を満たす必要がございますので、特定投資家への移行を希望されるお客さまは、当社担当者にお申出ください。

なお、この移行の取扱いは業者ごとになりますので、他社でお申出されていても、当社には別にお申出いただく必要がある点にご注意ください。

## 特定投資家制度に係る移行にあたっての期限日の提示（金融商品取引業等に関する内閣府令第 58 条）

法に規定する特定投資家制度において、お客さまの申し出により『投資家区分を特定投資家に移行』（一般投資家より特定投資家へ移行）した場合は、当社がお申出を承諾した日（承諾日）の属する月から起算して 12 ヶ月目の月末までとなっておりますが、当社では取扱期限を一律 **9 月末日**とさせていただきます。従いまして、承諾日によりましては、期限到来までの期間が 1 年よりも短くなる場合がありますのでご了承ください。

期間後も引き続き特定投資家としての取扱いの継続をご希望される場合には、期限日以後、にあらためてお申出が必要となります（法律上、自動更新はできません）ので、当社より別途ご案内いたします。

## お客さまへのお願い（資本金変動時のご連絡のお願い）

株式会社さまにおいて資本金の増減によって現在該当しております『特定投資家』『一般投資家』の取扱区分が変わる場合があります。（適格機関投資家、特殊法人、上場会社、金融商品取引業者及び適格機関投資家等特例業務届出者に該当するお客さまは除きます。）判断の基準は概ね資本金 5 億円となります。また、お客さまが取扱期間中に、適格機関投資家となった場合には、『特定投資家』として取り扱われることとなります。該当することとなる株式会社さまは、当社までご連絡くださいますようお願いいたします。

以上